

# 第Ⅲ章

## プランの推進

男女共同参画社会の  
実現に向けた取り組みを、  
総合的かつ効果的に実践していくために、  
吉田町では、次のとおり計画を推進します。



### ① 庁内における計画の推進

#### ① 庁内推進体制 **全課**

課長級職員で構成する吉田町男女共同参画基本計画推進委員会を中心に、各課の連携を図りながら、計画を推進します。

#### ② 職員の啓発 **全課**

まちづくりにおいて、全ての分野で男女共同参画の視点に立った施策を推進するために、研修会等を通じて、職員への意識啓発を行います。

#### ③ 各種審議会等への女性の登用 **全課**

住民の意見を反映するために、行政における審議会等委員へ積極的に女性の登用を進め、効果的な施策が実施できるよう努めます。



### ② 住民、各種団体や企業との連携

学校・職場・家庭・地域といったあらゆる分野において男女共同参画の取り組みが推進されるよう、住民や自治会、PTAや学校、各種団体や企業等、そして行政が連携し、積極的な計画の推進に努めます。



### ③ 国及び県との連携

男女共同参画に関わるさまざまな情報を収集するとともに、国や県と連携し、この地域の実情に即した事業を実施し、吉田町に合った男女共同参画社会づくりを展開します。



### ④ 推進状況の点検・評価

計画の進捗状況を定期的に点検・評価するとともに、効果的に実践できるよう、必要に応じて見直しを行います。

